

現状

4年制大学において設置可能な教職課程は、一種免許(59単位)のみ。
 しかし、教員養成系以外の学科等で教員免許を取得する場合、卒業要件に必要な単位の他に修得すべき科目が多く、特に専門性を身に付けるための他の活動(資格取得や留学等)との両立が困難。

○通常の教職課程のイメージ(教員養成系以外)



- 教員養成系以外の学科では、卒業要件に必要な単位(124単位)と、教職課程に必要な単位(59単位)の重複が少ない。
- そのため、教員免許取得のための負担が大きく、特に心理や福祉の資格取得等との両立は困難。

改正事項

教職課程認定基準(平成13年7月19日中央教育審議会教員養成部会決定)を改正し、4年制大学において二種免許状の教職課程(小学校37単位、中学校35単位)を設置することを可能とする。

○改正後の新たな二種免許課程のイメージ



- 教職課程の設置要件
 専門性を身に付けさせる活動等が顕著であり、専門性と教員免許状の間で相乗効果が見込めること等



※心理、福祉、障害児発達支援、日本語指導、データ活用、グローバル感覚等

※一種免許状と二種免許状の違い

職務内容に違いは無い(管理職になることも可能)。ただし、法律上、二種免許状保有者は、一種免許状へ上進する努力義務がある。

今後の予定

教職課程認定基準を改正(令和5年9月)。本特例を活用し、新規で教職課程を設置する場合、令和6年3月に申請受付、令和6年度に審査を行い、令和7年度入学者から開始。

専科指導優先実施教科に対応した小二種特例

現状

- ・令和4年度から小学校高学年における教科担任制が本格的に導入されたことから、専科指導優先実施教科である外国語・理科・算数・体育に相当する中学校の英語・理科・数学・保健体育の免許状との併有を促進することが重要である。
- ・現状では、小学校教諭の教職課程は、教員養成学部・学科等(※)にしか設置することができないため、両方の免許の教職課程の開設数は少ない。
- ・多様な教職員集団の形成の実現のためには、従来型の教員養成学部・学科等に限らず、一般大学の学部・学科等においても中学校免許状と小学校免許状との併有を可能とすることが必要。

(※)教員養成を主たる目的とした学科のみ設置が可能。一般的には教育学部教育学科や子ども教育学科等が該当する。

○小学校免許状の教職課程を有する学科のうち、中学校免許状の英語、理科、数学及び保健体育の教職課程を有する学科数(令和4年度)

英 語	理 科	数 学	保 健 体 育
84学科	60学科	66学科	60学科

※一種の課程の学科数。小学校免許状(一種)の教職課程を有する学科は全体で265学科である。

<参考> 中学校免許状(一種)の英語、理科、数学及び保健体育の教職課程を有する学科数(令和4年度)
英語…420学科、理科…580学科、数学…384学科、保健体育…227学科

改正事項

教職課程認定基準(平成13年7月19日中央教育審議会教員養成部会決定)を改正し、小学校の専科指導優先実施教科である英語・理科・算数・体育に相当する中学校免許状の英語・理科・数学・保健体育の教職課程を置く大学の学科が、小学校の教職課程を設置できるようにする。

本改正により、例えば中学校免許状の数学の教職課程を有する情報学部数理情報学科等において、小学校教諭免許状の教職課程を開設可能となる。

中学校免許
英語、理科
数学、保体

×

小学校免許

今後の予定

教職課程認定基準を改正(令和5年9月)。本特例を活用し、新規で教職課程を設置する場合、令和6年3月に申請受付、令和6年度に審査を行い、令和7年度入学者から開始。